

## 令和 7 年度

### 富田林市公共交通事業者支援補助金 募集要項

#### 1. 目的

燃料費等の物価高騰等により、経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者（バス・タクシー）について、将来にわたって安定した運行を維持していただけるよう、補助金を交付するものです。

#### 2. 補助の対象となる事業者

次のいずれかに該当する公共交通事業者を対象とします。

- ① 富田林市内を運行する路線バス事業者
- ② 富田林市内を営業区域に持つ乗用タクシー事業者
- ③ 富田林市内に営業所を有する福祉タクシー事業者

※ 令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以降、継続して事業を行っていない公共交通事業者及び、暴力団員、暴力団密接関係者については除きます。

#### 3. 補助の内容

区 分	補助金の額	限度額
路線バス事業者	年間実車走行キロ 10 万キロメートルにつき 100 万円 ※ 10 万キロメートル未満の端数は切り捨て	区分ごとに 500 万円
乗用タクシー事業者	営業車両 1 台につき 6 万円 ※ 富田林市以外の区域にも営業の用に供している車両があるときは、その稼働実績で按分して算出（小数点以下切り捨て）	
福祉タクシー事業者	営業車両 1 台につき 6 万円	

※ 年間実車走行キロについて

年間実車走行キロとは、令和 6 年度において路線バス事業者が運行する富田林市内の営業路線（レインボーバス・金剛ふるさとバスの各路線を除く）の総延長に運行便数を乗じた距離をいいます。

※ 営業車両について

営業車両とは、基準日における乗用タクシー事業者または福祉タクシー事業者が本市内で営業の用に供する車両をいいます。ただし、予備や休止中の車両など、基準日に営業の用に供していない車両は対象になりません。

#### 4. 補助金の申請について

補助金の交付を受けるためには申請が必要です。

以下の申請書類一式をご提出ください。様式は、富田林市ウェブサイトからダウンロードできます。

※ただし、申請は1事業者につき1回に限ります。

- ① 様式第1号 富田林市公共交通事業者支援補助金交付申請書（請求書）
- ② 様式第2号 誓約書
- ③ 道路運送法第4条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けたことが分かる書類の写し
- ④ 富田林市内で運行または営業し、もしくは営業所を有していることが分かる書類の写し
- ⑤ バス事業者にあつては年間実車走行キロ、乗用タクシー事業者及び福祉タクシー事業者にあつては営業車両の台数が分かる書類
- ⑥ 通帳その他振込先口座を確認することができる書類の写し

※ 追加で必要書類の提出を求める場合がありますので、ご協力ください。

※ 申請書類及びその記載事項等における不備については、申請者の責任において対処してください。

#### 5. 申請書類の提出方法

- ・ 申請フォーム（右記二次元コードまたは下記 URL）

URL：<https://logoform.jp/form/SMkm/1095539>



- ・ 持参【提出場所：富田林市桜ヶ丘町 2-8（すばるホール 4階 交通政策室）】
- ・ 郵送【送付場所：〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
（富田林市役所 まちづくり部交通政策室 宛て）】

郵送の場合は、下記の点にご留意ください。

- ① 令和7年12月26日までに必着のこと。
- ② 申請書類の到達状況の確認は、申請者の責任において行うこと。

※郵送の方法（書留・普通郵便等の種類）は問いません。

#### 6. 申請書類の提出期間

令和7年9月1日（月）～令和7年12月26日（金）まで

※持参の場合、平日の午前9時～午後5時30分に限りです。

#### 7. 補助金の交付について

申請書類を審査し、適当と認めた場合には、交付決定通知書を申請者に通知し、補助金

は、交付決定通知書に記載の振込予定日に、申請書に記載の振込先口座に振込いたします。

なお、審査の結果、不相当と認めた場合は、その理由を付して不交付決定通知書を申請者に通知します。

#### 8. 申請の取り下げについて

申請書類の提出後、申請を取り下げる場合は、富田林市公共交通事業者支援補助金申請取下書（様式第5号）を、下記問い合わせ先までご提出ください。

##### <問い合わせ先>

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 まちづくり部 交通政策室

メールアドレス：[koutsu@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:koutsu@city.tondabayashi.lg.jp)

電話：0721-25-1000（内線416・417）